

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本大学は、教育基本法の規定する教育の一般的法則と方法に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深くアジア太平洋に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的および社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自己点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 本大学は、前項の措置に加え、本大学の教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による認証を受ける。

(情報公開)

第1条の3 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

第2節 組織

(学部)

第2条 本大学に、アジア太平洋学部、国際経営学部およびサステイナビリティ観光学部を置く。

2 前項の各学部に置く学科、入学定員、2年次編入学定員、3年次編入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
アジア太平洋学部	アジア太平洋学科	510	5	5	2,065
国際経営学部	国際経営学科	610	5	5	2,465
サステイナビリティ観光学部	サステイナビリティ観光学	350			1,400

部	科				
合計		1,470	10	10	5,930

(大学院)

第2条の2 本大学に、大学院アジア太平洋研究科および経営管理研究科を置く。

2 前項の各研究科に置く課程、専攻および入学定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
アジア太平洋研究科	アジア太平洋学専攻	博士前期課程	15	30
		博士後期課程	10	30
	国際協力政策専攻	博士前期課程	45	90
経営管理研究科	経営管理専攻	修士課程	40	80
合計			110	230

(附属施設および機関)

第3条 本大学に、アジア太平洋研究センター、言語教育センター、総合情報センター、教育開発・学修支援センター、その他の附属施設および機関を置く。

2 各附属施設および機関に関する事項については、立命館アジア太平洋研究センター規程、立命館アジア太平洋大学言語教育センター規程、立命館アジア太平洋大学総合情報センター規程、立命館アジア太平洋大学教育開発・学修支援センター規程に定める。

(学長・副学長・学長特命補佐・特命副学長および学部長・研究科長)

第4条 本大学に、学長および複数名の副学長を置き、各学部には学部長、各研究科に研究科長を置く。

2 学長が必要とするときは、学長特命補佐を置くことができる。

3 学長が必要とするときは、特命副学長を置くことができる。

4 各学部には副学部長、各研究科に副研究科長を置くことができる。

(学長・副学長・学長特命補佐・特命副学長および学部長・研究科長の職務および選任等)

第4条の2 学長は、本大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。副学長は、学長が任命する。任期は3年とし、重任を妨げない。

3 学長に事故あるとき、または学長が欠けたときは、副学長のうち、あらかじめ学長が指名した1人がその職務を代行する。

4 学長特命補佐は、学長が必要と判断する特命業務を担当する。学長特命補佐は、学長が任命する。任期は1年とし、重任を妨げない。

- 5 特命副学長は、学長が必要と判断する特命業務を担当する。特命副学長は、学長が任命する。任期は1年以内とし、重任を妨げない。
- 6 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。学部長は、学長が任命する。重任を妨げない。
- 7 学部長に事故あるとき、または学部長が欠けたときは、教授会の構成員の中からあらかじめ学長が指名した1人がその職務を代行する。
- 8 各学部は、学部長を補佐する副学部長を置くことができる。副学部長は、学長が任命する。任期は3年とし、重任を妨げない。
- 9 研究科長は、大学院研究科に関する校務をつかさどる。研究科長は、学長が任命する。任期は3年とし、重任を妨げない。
- 10 研究科長に事故あるとき、または研究科長が欠けたときは、研究科委員会の構成員の中からあらかじめ学長が指名した1人がその職務を代行する。
- 11 各研究科は、研究科長を補佐する副研究科長を置くことができる。副研究科長は、学長が任命する。
- 12 学長の選考手続は、学校法人立命館寄附行為および学校法人立命館寄附行為施行細則の規定にもとづき、立命館アジア太平洋大学学長候補者選考規程に定める。

(教職員)

第5条 本大学に、教授、准教授、講師、助教およびその他の職員を置く。

(大学評議会)

第6条 本大学に、大学評議会（本条において以下「評議会」という。）を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 言語教育センター長
- (6) 教育開発・学修支援センター長
- (7) 総合情報センター長
- (8) 立命館アジア太平洋研究センター長
- (9) 教学部長
- (10) 学生部長

- (11) 入学部長
- (12) 就職部長
- (13) 国際協力・研究部長
- (14) 社会連携部長
- (15) 事務局長
- (16) その他評議会が必要と認める者

3 評議会は、必要に応じて前項に掲げる委員以外の教職員を出席させることができる。

4 評議会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

5 評議会は、学長が決定を行うにあたり、次の事項について審議する。

- (1) 教育、研究、学生支援および大学運営の基本方針に関する事項
- (2) 本大学の機構、組織および制度に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 本大学の内部質保証に関する事項
- (5) その他、教育、研究、学生支援および大学運営の重要な事項

6 評議会の運営等に関する事項については、立命館アジア太平洋大学大学評議会規程に定める。

(教授会)

第7条 本大学に教授会を置く。

2 教授会は、教授、准教授、特任講師および助教をもって組織する。

3 教授会は、必要に応じて前項に掲げる者以外の教職員を出席させることができる。

4 教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学（再入学を除く。）、卒業および学位の授与に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 教員の雇用および昇任の教育研究業績評価に関する事項
- (4) 学部、学科等の新設、増設、廃止、変更および学生の定数の変更に関する事項

6 教授会は、前項に定める事項のほか、教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる。

7 教授会の運営等に関する事項については、立命館アジア太平洋大学教授会規程に定める。

(研究科委員会)

第7条の2 本大学の各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、当該研究科において大学院科目担当資格を有し、大学院科目担当資格審査において当該研究科を所属研究科とされた教員をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、必要に応じて前項に掲げる者以外の教職員を出席させることができる。
- 4 研究科委員会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。
- 5 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
 - (1) 大学院学生の入学（再入学を除く。）、課程の修了および学位の授与
 - (2) 教育課程の編成
 - (3) 大学院科目担当資格審査の教育研究業績評価
 - (4) 研究科、専攻等の新設、増設、廃止、変更および学生の定数の変更
- 6 研究科委員会は、前項に定める事項のほか、教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べるができる。
- 7 研究科委員会の運営等に関する事項については、立命館アジア太平洋大学研究科委員会規程に定める。

（教学委員会）

第7条の3 本大学に、教学委員会を置く。

- 2 教学委員会は、学長が決定を行うにあたり、教学に関する事項を審議する。
- 3 教学委員会の組織および運営に関する事項は、立命館アジア太平洋大学教学委員会規程に定める。

（学生委員会）

第7条の4 本大学に、学生委員会を置く。

- 2 学生委員会は、学長が決定を行うにあたり、学生の学籍、賞罰、生活等に関する事項を審議する。
- 3 学生委員会の組織および運営に関する事項は、立命館アジア太平洋大学学生委員会規程に定める。

（入学試験委員会）

第7条の5 本大学に、入学試験委員会を置く。

- 2 入学試験委員会は、学長が決定を行うにあたり、入学試験に関する事項を審議する。
- 3 入学試験委員会の組織および運営に関する事項は、立命館アジア太平洋大学入学試験委員会規程に定める。

（研究委員会）

第7条の6 本大学に、研究委員会を置く。

2 研究委員会は、学長が決定を行うにあたり、研究に関する事項を審議する。

3 研究委員会の組織および運営に関する事項は、立命館アジア太平洋大学研究委員会規程に定める。

第3節 学期および休業日

(学期)

第8条 1年間の学期は次のとおりとする。

春セメスター期 4月1日から9月20日まで

秋セメスター期 9月21日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」で定める日のうち学長が定める日

(3) 夏期休暇

(4) 冬期休暇

(5) 春期休暇

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 正規課程学生

第1節 修業年限および在学年限

(修業年限および標準修業年限)

第10条 学部の修業年限は4年、大学院の博士前期課程および修士課程の標準修業年限は2年、大学院の博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第10条の2 学部の在学年限は8年、大学院の博士前期課程および修士課程の在学年限は4年、大学院の博士後期課程の在学年限は6年とする。

2 第14条第1項または第14条の2の規定により入学した学生は、学校教育法第88条に定める修業年限に通算された期間を含めて、前項の在学年限を超えて在学することはできない。

3 第1項において、再入学の場合は退学前の在学期間を通算する。

4 第1項および前項にかかわらず、再入学した大学院博士後期課程の学生の在学年限は、

退学から再入学までの期間を含め、6年を上限とする。

第2節 入学

(入学の時期)

第11条 本大学の入学時期は、毎年4月および9月とする。

(入学の資格)

第12条 本大学の学部に入學することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、本大学の入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で18歳に達した者

第12条の2 本大学大学院の博士前期課程または修士課程に入學することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、本大学の入学試験に合格した者とする。

- (1) 学士の学位を有する者または大学もしくは専門職大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定した当該教育課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること、および当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって第4号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達した者

2 本大学大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、本大学の入学試験に合格した者とする。

(1) 修士の学位または学位規則に規定する専門職の学位を有する者

(2) 外国において前号の学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、第1号の学位に相当する学位を授与された者

(4) 日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定した当該教育課程を修了し、第1号の学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24歳に達した者

(入学志願)

第13条 本大学に入学を志願する者は、入学検定料を納めるとともに、所定の手続を行わなければならない。

(入学試験の合格者の決定)

第13条の2 入学試験の合格者は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続および入学許可)

第13条の3 合格通知を受けた者は、指定された期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の入学金および授業料を納付しなければならない。

2 前項のほか、入学時にAPハウスに入寮する者は、指定された期日までに所定の寮費を納付しなければならない。

3 前2項の入学手続を完了した者に、学長が入学を許可する。

(大学院の志願等)

第13条の4 本大学大学院への志願等については、第13条、第13条の2および第13条の3の規定を準用する。この場合において、第13条の2に「教授会」とあるのは「研究科委員会」に読み替える。

(学部の編入学、転入学および学士入学の資格)

第14条 学長は、本大学の学部編入学、転入学および学士入学を希望する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

2 本大学の2年次または3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 専門職短期大学を卒業した者、前期課程および後期課程に区分している専門職大学の前期課程を修了した者、または短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時間数が1,700時間以上または62単位以上であるものに限る。）を終了した者
- (4) 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者

3 本大学の2年次または3年次に転入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 2年次

大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に1年以上在学し、30単位以上修得した者

(2) 3年次

大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に2年以上在学し、60単位以上修得した者

4 本大学に学士入学することができる者は、学士の学位を有していなければならない。

(大学院の転入学)

第14条の2 学長は、本大学大学院に転入学、転学を希望する者については、選考のうえ、本大学大学院の相当年次への入学を許可することがある。

(編入学等の志願等)

第14条の3 編入学、転入学および学士入学の志願、選考、入学手続および許可については、第13条、第13条の2および第13条の3の規定を準用する。この場合において、これら規定中「入学」とあるのは「編入学」、「転入学」または「学士入学」に読み替える。

第3節 教育課程および履修方法等

(学部教育課程の編成方針)

第15条 本大学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成にあたっては、各学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

3 この節に定めるもののほか、学部における授業科目の種類および単位数、卒業に必要な単位数等については、各学部則に定める。

(大学院教育課程の編成方針)

第15条の2 本大学大学院は、研究科および専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成にあたっては、大学院の専攻分野に関する高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的要素を涵養するよう、適切に配慮する。

3 大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。

4 この節に定めるもののほか、本大学大学院における授業科目、修了に必要な単位数等については、各研究科則で定める。

第15条の3 削除

第15条の4 削除

第15条の5 削除

第15条の6 削除

第15条の7 削除

(授業方法)

第15条の8 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれか、またはこれらの併用により行う。

第15条の9 文部科学大臣が別に定めるところにより、授業科目を多様なメディアを高度

に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所（外国を含む。）で履修させることができる。

2 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えてはならない。

3 前1項の授業方法を実施する授業科目については、別に定める。

第15条の10 第15条の8の授業を、外国において履修させることができる。

第15条の11 文部科学大臣が別に定めるところにより、第15条の8の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

（授業科目の担当者の決定）

第15条の12 授業科目の担当者は、科目適合性を配慮し、学長が決定する。

（単位計算方法）

第16条 授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準による。

(1) 講義および演習は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、言語教育科目は、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習、実験および実技は、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二つ以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会が単位数を定めることができる。

第16条の2 削除

（成績）

第16条の3 授業科目の成績評価は、100点法により次の各号のとおりとする。

(1) A+（合格、90点以上）

(2) A（合格、80—89点）

(3) B（合格、70—79点）

(4) C（合格、60—69点）

(5) F（Fail、不合格、59点以下）

(6) P（Pass、合格、60点以上）

2 第18条、第19条、第20条および第21条の2にもとづき修得したものとみなされた単位

については、T (Transfer、認定) とする。

3 修得または認定した単位の取消しは認めない。

(単位の授与)

第17条 授業科目を履修した者に対し、その試験その他教授会が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を授与する。

(他大学等における授業科目の履修等)

第18条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学または短期大学(専門職大学または専門職短期大学に相当する外国の大学を含む。)に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項および第3項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(入学前の履修単位等の認定)

第20条 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学(いずれも外国の大学または外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度により修得した単位を含む。)を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、30単位を超えてはならない。

4 編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第18条および前条第1項、第2項により本大学において修得した

ものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

第21条 削除

(大学院の他大学等における授業科目の履修等および入学前の履修単位等の認定)

第21条の2 第18条および第20条の規定は、本大学院においては、授業科目を大学院の授業科目と読み替えて準用する。また、第18条第2項に60単位、第20条第3項に30単位とあるのは15単位と読み替えて準用する。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(編入学、転入学および学士入学の単位認定)

第21条の3 編入学者、転入学者または学士入学者にあつては、第20条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2年次入学者にあつては30単位、3年次入学者にあつては62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。

第21条の4 本大学院への編入学者、転入学者にあつては、第21条の2の規定により、入学する前に大学院において修得した授業科目のうち、本大学院の修了に必要な単位数の2分の1を超えない範囲で、本大学院において履修し、修得したものとみなすことができる。

(単位認定等の権限)

第21条の5 第17条から第21条の4までにもとづく単位授与または単位認定は、学長が決定する。

第22条 削除

(履修登録上限単位数)

第22条の2 学生が1年間または1セメスターに履修登録できる単位数の上限は、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

第23条 削除

第4節 休学、復学、退学、再入学、転学、転籍、留学および除籍

(休学)

第24条 病気、経済的事情、海外渡航、その他やむを得ない理由により3か月を超えて学業を継続することができない者は、休学を願い出ることができる。

2 休学を願い出る者は、申請時に休学審査・事務手数料および在籍料を納めなければならない。

3 休学を願い出た者に対して、学長は、学生委員会の議を経て、休学を許可することがで

きる。

- 4 学長は病気のため、大学での学修が適当でないと認められる者に対しては、休学を命ずることができる。
- 5 休学期間は、セメスター期を単位とする。
- 6 休学期間は、引き続いて4セメスター期を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続きさらに2セメスター期の範囲内で休学を許可することがある。
- 7 休学期間は、通算して6セメスター期を超えることができない。
- 8 前項にかかわらず、第1項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算6セメスター期に含めない。
- 9 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 10 休学する者は、休学期間に応じて在籍料を納めなければならない。

(復学)

第24条の2 休学している者が復学を願い出たときは、学長は、学生委員会の議を経て、復学を許可することができる。

(退学の許可)

第24条の3 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第24条の4 退学となった者または第29条第7号で除籍となった者が再入学を願い出たときは、学生委員会の議を経て、学長はこれを許可することができる。ただし、第32条の3により退学処分となった者の再入学は認めない。

- 2 前項にかかわらず、退学日または除籍日を含むセメスター期の最終日の翌日から起算して3年間を経過した以降は、再入学を認めない。
- 3 再入学を願い出る者は、申請時に再入学審査・事務手数料を納めなければならない。
- 4 再入学の許可を受けた者は、指定された期日までに所定の入学金を納付しなければならない。

(転学)

第25条 学生が他の大学または専門職大学に転学を志願するときは、学生委員会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

(転籍)

第26条 学部の学生で他の学部転籍を志願する者については、2回生または3回生から同じ回生への転籍に限り、教学委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 大学院の学生で他の専攻に転籍を志願する者については、第2セメスターから同じセメスターへの転籍に限り、教学委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。ただし、他の研究科への転籍は認めない。

3 転籍を願い出る者は、申請時に転籍選考手数料を納めなければならない。
(留学)

第26条の2 学生が、日本国内または国外の大学もしくはそれに相当する国外の高等教育機関で、本大学との協定または合意にもとづき、正規の授業等を受けること（以下「留学」という。）を志願するときは、これを許可することがある。

第27条 留学を志願する者があったときは、教学委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

2 留学期間は、在学期間に算入する。
(二重学籍の禁止)

第28条 学生は、本大学および他の大学において学位を取得することを目的とする課程に同時に在籍することはできない。ただし、本大学と海外の大学との共同学位に係る協定による場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、本大学の学生が他の大学の学生になることを希望する場合には、教育研究上必要であり、それぞれの大学における学修条件等に支障がないと認められるときに限り、学長が許可することがある。

(除籍)

第29条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学生委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 入学手続完了者のうち就学の意味がないと認められる者
- (2) 第10条の2に定める在学年限を超えた者
- (3) 前条で禁止する二重学籍の者
- (4) 3か月以上行方不明の者
- (5) 死亡した者
- (6) 出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格の入国査証を取得見込みであった学生のうち、査証の発給が拒否された者
- (7) 授業料または在籍料を納めない者

第5節 卒業、修了および学位

(卒業および学位)

第30条 学長は、本大学の学部第10条に規定する修業年限以上の期間在学し、学部則に

定める卒業に必要な単位数を修得した者について卒業を認定する。

2 前項にかかわらず、学長は、本大学の学部で3年以上在学し、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得した者について卒業を認定することができる。

3 学長は、前2項の要件を満たす者に学士の学位を授与する。

第30条の2 前条第2項による卒業を希望する学生は、当該学生が所属する学部の学部長の決定により、指定の授業科目について、学部則で定める配当セメスターとは異なるセメスターで履修すること（以下「履修の特例」という。）ができる。履修の特例に関する事項は、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

第30条の3 削除

（博士前期課程ならびに修士課程の修了および学位）

第31条 学長は、本大学大学院の博士前期課程または修士課程に2年以上在学し、研究科則に定める修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程または修士課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

2 前項にかかわらず、学長は、優れた業績を上げた者については、本大学大学院の博士前期課程または修士課程に1年以上在学し、研究科則に定める単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程または修士課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

3 第21条の2の規定により、本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学大学院の博士前期課程または修士課程に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、本大学院において修得したものとみなす場合であって、現に在籍している課程の教育課程の一部を修得したものとみなす場合は、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程ならびに修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

4 学長は、第1項または第2項の要件を満たす者に修士の学位を授与する。

（博士後期課程の修了および学位）

第31条の2 学長は、本大学大学院の博士後期課程に3年（専門職大学設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては2年）以上在学し、研究科則に定める修了に必要な単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験

に合格した者について修了を認定する。

- 2 前項にかかわらず、学長は、優れた業績を上げた者については、1年（標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程および専門職学位課程を修了した者にあつては3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程または修士課程を修了した者にあつては3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする）を減じた期間とする。）以上在学し、研究科則に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格した者について修了を認定する。
- 3 第1項にかかわらず、優れた業績により博士前期課程または修士課程を1年以上の在学中で修了した者の在学期間については、博士前期課程または修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、優れた業績を上げた者については、3年（博士前期課程または修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りる。
- 4 第1項にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、研究科則に定める単位を修得し必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りる。

- 5 学長は、前4項の要件のいずれかを満たす者に、博士の学位を授与する。
- 第31条の3 第31条第2項および第31条の2第2項による修了を希望する学生は、当該学生が所属する研究科の研究科長の決定により、指定の授業科目について、研究科則で定める配当セメスターとは異なるセメスターで履修すること（以下「履修の特例」という。）ができる。履修の特例に関する事項は、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。
- 第31条の4 学位および学位の授与に関する事項は、立命館アジア太平洋大学学位規程に定める。

第6節 賞罰

第32条 削除

（表彰）

- 第32条の2 学生として表彰に値する行為があつた者は、学長が表彰することができる。

（懲戒）

- 第32条の3 学生が、次の各号の懲戒の対象となるいずれかの行為を行った場合は、学生

委員会の議を経て、学長が懲戒する。

- (1) 立命館アジア太平洋大学教務規程第72条に該当する行為
- (2) 情報倫理、個人情報保護の取扱いに反する行為
- (3) 学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (4) ハラスメント行為
- (5) 社会的秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）
- (6) その他本大学等の規則に違反し、または学生の本分に反する行為

2 前項各号につき、別に規程が定められている場合、その規程に従う。

3 懲戒は、退学、停学および戒告とする。

4 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合は、修業年限に算入することができる。

5 懲戒の手続に関する事項は、立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程に定める。

第7節 厚生施設

第33条 本大学に居住およびセミナーのための施設としてAPハウスを置く。

2 APハウスに居住する者は、寮費を納めなければならない。

第34条 削除

第35条 削除

第36条 削除

第37条 削除

第3章 非正規生

(非正規生)

第38条 本大学に聴講生、科目等履修生、研修生、研究生および特別聴講学生を受け入れるための制度を置く。

(聴講生)

第39条 本大学の特定科目の聴講を希望する者があるときは、教学委員会の議を経て、学長が聴講生としてこれを許可することがある。

2 聴講生を志願する者は、選考手数料を指定された期日までに納めなければならない。

(科目等履修生)

第40条 本大学の特定科目を履修し、その単位の修得を希望する者があるときは、教学委員会の議を経て、学長が科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生を志願する者は、選考手数料を指定された期日までに納めなければならない。

い。

(特別聴講学生)

第41条 他の大学または短期大学の学生で、本大学と当該他大学等との協定または合意に基づき、本大学の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、教学委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

2 特別聴講学生を志願する者は、選考手数料を指定された期日までに納めなければならない。

(研修生、研究生)

第41条の2 本大学において研究を行うことを希望する者があるときは、教学委員会の議を経て、学長が研修生または研究生として研究を許可することがある。

2 研修生および研究生を志願する者は、選考手数料を指定された期日までに納めなければならない。

第41条の3 削除

(非正規生の資格および単位授与等)

第42条 聴講生となることができる者の資格は、これを制限しない。また、単位の授与はこれを行わない。

2 科目等履修生または特別聴講学生となることができる者は、学部にあつては、第12条の入学資格を有する者または学長が特に認めた者、大学院にあつては、第12条の2の入学資格を有する者または当該授業科目を履修するに必要な学力があると学長が認めた者とする。科目等履修生および特別聴講学生が、当該授業科目を履修し、試験に合格した場合は、所定の単位を授与する。

3 研修生となることができる者は、本大学大学院の修士の学位を授与された者で、さらに本大学において研究の継続を希望する者、または他大学大学院の修士の学位を取得している者で、本大学において研究の継続を希望し、かつ、本大学大学院の博士後期課程への入学を志望する者とする。

4 研究生となることができる者は、本大学大学院の博士後期課程において所定の単位を修得しているが、博士学位論文審査に合格していないために、博士の学位を取得していない者で、さらに本大学で研究の継続を希望し、かつ、博士学位の取得をめざす者とする。

第43条 削除

第4章 奨学生制度

第44条 本大学に奨学生制度を設け、学業、人物ともに優秀な者に奨学金を支給する。

2 奨学生に関する規程は、別に定める。

第5章 学生納付金

第45条 削除

(入学金)

第45条の2 入学金は、別表6に定める。

(学部学生の授業料)

第45条の3 学部学生の授業料は、セメスターごとに、授業料A(固定授業料。別表7―1に定めるとおり。)および授業料B(別表7―2に定めるとおり。)の合計額とする。

2 前項にかかわらず、第9セメスター期以上の者の授業料Aは半額とし、授業料Bは履修登録した単位数に別表7―3に定める単位料を乗じた金額とする。

(大学院学生の授業料)

第45条の4 大学院学生の授業料は、セメスターごとに、アジア太平洋研究科博士前期課程の授業料を別表8―1、アジア太平洋研究科博士後期課程の授業料を別表8―2および経営管理研究科修士課程の授業料を別表8―3のとおりとする。

2 前項にかかわらず、標準修業年限を超えて在学する者の授業料は、別表8―1から別表8―3のそれぞれの下記大学院学生以外の最終セメスターに定める額の半額とする。

3 前2項にかかわらず、博士後期課程において、博士論文以外の修了要件を満たした者であって、課程博士学位取得のために標準修業年限を越えて在学する者の授業料は、別表8―4に定める。

(授業料等の納付)

第46条 学生は、セメスター期ごとに定める期日までに授業料を納付しなければならない。

2 学費とは、入学金および授業料をいう。

(停学に関わる授業料の納付)

第46条の2 学生は、停学期間中であっても、授業料を納付しなければならない。

2 停学処分を受け、卒業日または修了日が延期された学生は、卒業日または修了日を含むセメスター期分の授業料を納付しなければならない。

(非正規生の登録料等)

第46条の3 聴講生に許可された者は、指定された期日までに登録料および聴講料を納めなければならない。

2 科目等履修生に許可された者は、指定された期日までに登録料および科目等履修料を納めなければならない。

- 3 特別聴講学生に許可された者は、指定された期日までに登録料および科目等履修料を納めなければならない。
- 4 研修生に許可された者は、指定された期日までに登録料および研修生料を納めなければならない。
- 5 研究生に許可された者は、指定された期日までに登録料および研究生料を納めなければならない。

第47条 削除

第48条 削除

第49条 削除

第50条 削除

(授業料、その他学生納付金の返還)

第51条 既に納めた入学検定料、授業料、その他学生納付金は、返還しない。

- 2 前項にかかわらず、次の期日までに入学しないことを申し出た場合は、入学金を除く納付金から返還に必要な実費を差し引いた額を返還する。
 - (1) 4月に入学を予定する者 3月31日まで
 - (2) 9月に入学を予定する者 9月20日まで
- 3 第1項にかかわらず、退学または除籍となった者が、退学または除籍となったセメスターより後のセメスターの授業料を前もって納めていた場合、返還に必要な実費を差し引いた額を返還することがある。
- 4 第1項にかかわらず、休学願が不許可になった場合は、休学を申請した学生に在籍料を返還する。

(免除または減免)

第51条の2 入学検定料、授業料その他学生納付金は、免除または減免を行うことがある。

第51条の3 この学則に定めるもののほか、入学検定料、入学金、授業料、その他学生納付金に関する事項は、立命館アジア太平洋大学学費等納付金規程に定める。

第51条の4 この学則に定めるもののほか、入学、休学、復学、退学、再入学、転籍、留学、除籍および非正規生に関する事項は、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

第51条の5 この学則に定めるもののほか、APハウスに関する事項は、立命館アジア太平洋大学APハウス規程および立命館アジア太平洋大学セミナーハウス利用規程に定める。

第6章 改廃規程

第52条 この学則の改廃は、大学評議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

本学則は、2000年4月1日から施行する。ただし、第2条の収容定員は次のとおりとする。

2000年度：アジア太平洋学部—400名、アジア太平洋マネジメント学部—400名

2001年度：アジア太平洋学部—820名、アジア太平洋マネジメント学部—820名

2002年度：アジア太平洋学部—1,300名、アジア太平洋マネジメント学部—1,300名

附 則（2000年5月12日早期卒業制度の実施に伴う一部変更）

この学則は、2001年4月1日から施行し、2000年度入学者から適用する。

附 則（2002年4月5日大学院設置等に伴う一部変更等）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、第2条の2の収容定員は次のとおりとする。

2003年度：

アジア太平洋研究科

博士前期課程

アジア太平洋学専攻 15名

国際協力政策専攻 45名

博士後期課程

アジア太平洋学専攻 10名

経営管理研究科

修士課程

経営管理専攻 40名

2004年度：

アジア太平洋研究科

博士後期課程

アジア太平洋学専攻 20名

附 則（2002年6月7日大学院開講科目の追加等に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年2月4日大学設置基準等の法令の改正等並びに学期の期間変更並びに言語教育センター及びAPハウスの名称の明記並びに大学院開設並びに研修生制度、研究生制度及び大学院科目等履修生制度の設置に伴う一部変更並びに大学院開講科目の追加及び修了要件変更に伴う別表2及び別表4の一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、学期期間の変更については2000年度入学者より適用する。

附 則（2004年1月20日2004年度学部カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生にもその一部を適用する。

附 則（2004年2月3日執行部体制強化に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年6月17日大学評議会および2004年3月5日文部科学省届出による入学定員および編入学定員の変更に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2005年2月1日立命館大学理工系学部との連携プログラム実施に伴う一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2005年2月1日大学院経営管理研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2006年1月27日学費納付規程に記載されている学費額を立命館アジア太平洋大学学則へ記載変更する。また、立命館アジア太平洋大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年2月7日学校教育法等の一部改正、収容定員増の学則変更の認可、学部カリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の収容定員は次のとおりとする。

2006年度：

アジア太平洋学部—1,985名

アジア太平洋マネジメント学部—1,935名

2007年度：

アジア太平洋学部—2,190名

アジア太平洋マネジメント学部—2,090名

2008年度：

アジア太平洋学部—2,395名

アジア太平洋マネジメント学部—2,245名

附 則（立命館アジア太平洋大学の2007年度学費額改定及び入学金の取扱いの変更に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、立命館アジア太平洋大学、立命館大学（両大学各学部および研究科）出身者の入学金については2006年度秋入学者から適用する。

附 則（2006年12月12日 学校教育法等の一部改正に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月28日 大学院設置基準の一部改正、大学院カリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年11月30日立命館アジア太平洋大学の2008年度学費額改定に伴う別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月11日アジア太平洋マネジメント学部の学部学科名称変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

（アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科の存続に関する経過措置）

アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科は、変更後の学則第2条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、2009年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2008年3月28日立命館アジア太平洋大学2008年度学費額改定に伴う別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年11月28日立命館アジア太平洋大学の2009年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月10日国際経営学部の学位名称変更に伴う一部変更、学部の教育研究上の目的記載に伴う一部変更、大学院科目の新設に伴う一部変更、メディアを利用した科目の取り扱いについての規定等に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年5月12日 アジア太平洋学部および国際経営学部における2年次編入学定員および3年次編入学定員の設定に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2009年12月8日教務規程からの移行等に伴う一部変更）

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2010年3月26日 2010年度学費額改定に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2010年5月11日 アジア太平洋学部および国際経営学部の入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更）

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2011年3月25日 学部カリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2011年3月25日 2010年5月11日の定員変更に伴う経過措置の追加）

第2条第2項の完成年度までの収容定員の経過措置は次のとおりとする。

2011年度

アジア太平洋学部—2,585名

国際経営学部—2,439名

2012年度

アジア太平洋学部—2,557名

国際経営学部—2,460名

2013年度

アジア太平洋学部—2,525名

国際経営学部—2,475名

附 則（2011年4月12日 入学定員、編入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更）

この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の収容定員は、次のとおりとする。

2012年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科—2,557名

国際経営学部国際経営学科—2,481名

2013年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科—2,525名

国際経営学部国際経営学科—2,517名

2014年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科—2,490名

国際経営学部国際経営学科—2,543名

附 則（2012年2月14日 除籍要件の一部変更）

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2014年3月18日 2014年度大学院教育課程の変更に伴う一部変更）

この学則は、2014年4月1日から施行する。ただし2014年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2015年3月27日 学費等納付金の改正、APハウスの規程改正、学校教育法等改正および上級講師規程廃止等に伴う一部変更）

この学則は、2015年4月1日から施行する。ただし、第45条の3にかかわらず、2014年9月21日までに入学した学部学生の授業料は、次の通りとする。

(1) 学部学生の授業料

授業料 種別	対象	金額（1セメスター期）			
		第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター
授業料 A	全学部学生	342,000円	342,000円	342,000円	342,000円
授業料 B	下記学部学生以外	307,500円	307,500円	369,000円	369,000円
	2回生次編入・転入			369,000円	369,000円
	3回生次編入・転入				
	2回生早期卒業切替	307,500円	307,500円	492,000円	492,000円
	3回生早期卒業切替	307,500円	307,500円	369,000円	369,000円
	2回生次編入・転入			369,000円	369,000円

	3回生早期卒業切替			
--	-----------	--	--	--

授業料 種別	対象	金額（1セメスター期）			
		第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター
授業料 A	全学部学生	342,000円	342,000円	342,000円	342,000円
授業料 B	下記学部学生以外	369,000円	369,000円	225,500円	225,500円
	2回生次編入・転入	369,000円	369,000円	225,500円	225,500円
	3回生次編入・転入	369,000円	369,000円	266,500円	266,500円
	2回生早期卒業切替	471,500円	471,500円		
	3回生早期卒業切替	594,500円	594,500円		
	2回生次編入・転入 3回生早期卒業切替	594,500円	594,500円		

(2) 授業料Bは、次の表1の1単位あたりの単位料に、表2のセメスター単位数を乗じた金額

表1

項目	金額
1単位あたりの単位料	20,500円

表2

セメスター	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター
下記学部学生以外	15	15	18	18	18	18	11	11
2回生次編入・転入			18	18	18	18	11	11

入								
3回生次編入・転入					18	18	13	13
2回生早期卒業切替	15	15	24	24	23	23		
3回生早期卒業切替	15	15	18	18	29	29		
2回生次編入・転入 3回生早期卒業切替			18	18	29	29		

(3) 第9セメスター期以上の者の授業料Aは、第8セメスター期の授業料Aの半額とし、授業料Bは履修登録した単位数分に20,500円を乗じた金額とする。

附 則（2016年1月22日 入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更）

この学則は、2017年4月1日から施行する。ただし、変更後の第2条第2項にかかわらず、2017年度から2019年度までの収容定員は、次のとおりとする。

2017年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科－2,532名

国際経営学部国際経営学科－2,588名

2018年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科－2,592名

国際経営学部国際経営学科－2,648名

2019年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科－2,652名

国際経営学部国際経営学科－2,708名

附 則（2016年3月25日 研究科委員会の構成員の資格の変更、除籍の対象の変更等に伴う一部変更）

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2017年3月24日 カリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、2017年4月1日から施行する。ただし、2017年3月31日以前に入学した者については、変更後の第15条から第15条の4までは変更前の第15条に、変更後の第15条の

2および第15条の4別表1は変更前の第15条別表1に、変更後の第30条の2および第30条の3は変更前の第30条および同条別表3に、それぞれ読み替えて適用する。

附 則（2018年11月30日 専門職大学、専門職短期大学の制度化に伴う一部変更）
この学則は2019年4月1日より施行する。

附 則（2019年4月26日 自由科目の追加および科目の新設に伴う一部変更）
1 この学則は2019年4月26日より施行し、2019年4月1日から適用する。
2 前項にかかわらず、2017年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（2019年10月25日 授業料等納付金の改定に伴う一部変更）
この学則は、2020年4月1日から施行する。ただし、第45条から第45条の4までの規定にかかわらず、2015年4月1日から2020年3月31日までに入学した学部学生および大学院生の入学金および授業料は次のとおりとする。

(1) 入学金

項目	金額
入学、編入学、転入学	130,000円
再入学	13,000円

(2) 学部学生の授業料

授業料 種別	対象	金額（1セメスター期）			
		第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター
授業料 A	全学部学生	370,000円	370,000円	370,000円	370,000円
授業料 B	下記学部学生以外	294,000円	294,000円	336,000円	336,000円
	2回生次編入・転 入			336,000円	336,000円
	3回生次編入・転 入				
	2回生早期卒業切 替	294,000円	294,000円	504,000円	504,000円
	3回生早期卒業切 替	294,000円	294,000円	336,000円	336,000円
	2回生次編入・転			336,000円	336,000円

入				
3回生早期卒業切替				

授業料 種別	対象	金額（1セメスター期）			
		第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター
授業料 A	全学部学生	370,000円	370,000円	370,000円	370,000円
授業料 B	下記学部学生以外	336,000円	336,000円	336,000円	336,000円
	2回生次編入・転入	336,000円	336,000円	336,000円	336,000円
	3回生次編入・転入	336,000円	336,000円	336,000円	336,000円
	2回生早期卒業切替	504,000円	504,000円		
	3回生早期卒業切替	672,000円	672,000円		
	2回生次編入・転入 3回生早期卒業切替	672,000円	672,000円		

(3) 授業料Bは、次の表1の1単位あたりの単位料に、表2のセメスター単位数を乗じた金額

表1

項目	金額
1単位あたりの単位料	21,000円

表2

セメスター	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター
下記学部学生以外	14	14	16	16	16	16	16	16

2回生次編入・転入			16	16	16	16	16	16
3回生次編入・転入					16	16	16	16
2回生早期卒業切替	14	14	24	24	24	24		
3回生早期卒業切替	14	14	16	16	32	32		
2回生次編入・転入 3回生早期卒業切替			16	16	32	32		

(4) 第9セメスター期以上の者の授業料Aは、第8セメスター期の授業料Aの半額とし、授業料Bは履修登録した単位数分に21,000円を乗じた金額とする。

(5) アジア太平洋研究科博士前期課程授業料

対象	金額（1セメスター期）			
	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター
下記大学院生以外	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円
早期修了（1.5年）	700,000円	700,000円	1,400,000円	
早期修了（1年）	700,000円	2,100,000円		

(6) アジア太平洋研究科博士後期課程授業料

対象	金額（1セメスター期）					
	第1セメスタ ー	第2セメスタ ー	第3セメスタ ー	第4セメスタ ー	第5セメスタ ー	第6セメスタ ー
下記大学 院生以外	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円
早期修了 （2年）	1,400,000円	1,400,000円	700,000円	700,000円		

(7) 経営管理研究科授業料

対象	金額（1セメスター期）
----	-------------

	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター
下記大学院生以外	900,000円	900,000円	900,000円	900,000円
早期修了（1.5年）	900,000円	900,000円	1,800,000円	

(8) 第45条の4 第3項に関わる博士後期課程の授業料

対象	金額（1セメスター期）
標準修業年限を越えて在学し、博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料	100,000円

附 則（2020年1月24日 アジア太平洋学部学部則、国際経営学部学部則、アジア太平洋研究科研究科則および経営管理研究科研究科則の制定ならびに立命館アジア太平洋大学教務規程、立命館アジア太平洋大学学費等納付金規程および立命館アジア太平洋大学学位規程と学則の整理に伴う一部変更）

この学則は、2020年4月1日より施行する。

附 則（2021年3月26日 大学院設置基準の一部改正、懲戒の対象とする行為の追加、再入学資格および除籍対象の追加ならびに未納退学の削除に伴う一部変更）

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2022年1月28日 大学評議会の審議事項に内部質保証を明記することに伴う一部変更）

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2022年1月28日 サステイナビリティ観光学部の設置に伴う一部変更）

1 この学則は、2023年4月1日から施行する。

2 変更後の第2条第2項にかかわらず、2023年度から2025年度までのアジア太平洋学部、国際経営学部およびサステイナビリティ観光学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2023年度	2024年度	2025年度
アジア太平洋学部	アジア太平洋学科	2,542	2,372	2,215
国際経営学部	国際経営学科	2,675	2,582	2,515
サステイナビリティ観光学部	サステイナビリティ観光学科	350	700	1,050
収容定員の合計		5,567	5,654	5,780

附 則（2023年3月24日 立命館アジア太平洋大学研究委員会の設置に伴う一部変更）

この学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則（2024年3月29日 特命副学長の新設、副学長の権限の明確化、大学評議会の構成員の変更、成績評価に関する条項等の追加、休学の通算上限期間の設定等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第24条は、2024年3月31日に在籍する学生については、2026年4月1日から適用する。

附 則（2025年1月24日 多様なメディアを高度に利用する授業科目の規定方法ならびに早期卒業および早期修了に係る履修の特例の許可の規定等に伴う一部変更）

この学則は、2025年4月1日から施行する。

別表1（削除）

別表2―(1)（削除）

別表2―(2)（削除）

別表2―(3)（削除）

別表3（削除）

別表4（削除）

別表5（削除）

別表6 入学金

項目	金額
入学、編入学、転入学	200,000円
再入学	20,000円

別表7―1 授業料A（固定授業料）

項目	金額
授業料A	380,000円（1 Semester期）

別表7―2 学部学生授業料

授業料 種別	対象	金額（1 Semester期）			
		第1 Semester	第2 Semester	第3 Semester	第4 Semester
授業料 A	全学部学生	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円
授業料 B	下記学部学生以外	270,000円	270,000円	370,000円	370,000円
	2回生次編入・転			370,000円	370,000円

入				
3回生次編入・転入				
2回生早期卒業切替	270,000円	270,000円	555,000円	555,000円
3回生早期卒業切替	270,000円	270,000円	370,000円	370,000円
2回生次編入・転入 3回生早期卒業切替			370,000円	370,000円

授業料 種別	対象	金額（1セメスター期）			
		第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター
授業料 A	全学部学生	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円
授業料 B	下記学部学生以外	370,000円	370,000円	370,000円	370,000円
	2回生次編入・転入	370,000円	370,000円	370,000円	370,000円
	3回生次編入・転入	370,000円	370,000円	370,000円	370,000円
	2回生早期卒業切替	555,000円	555,000円		
	3回生早期卒業切替	740,000円	740,000円		
	2回生次編入・転入 3回生早期卒業切替	740,000円	740,000円		

別表7―3 1単位あたりの単位料

項目	金額
1単位あたりの単位料	22,500円

別表 8－1 アジア太平洋研究科博士前期課程授業料

対象	金額（1セメスター期）			
	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター
下記大学院学生以外	650,000円	650,000円	750,000円	750,000円
早期修了（1.5年）	650,000円	650,000円	1,500,000円	
早期修了（1年）	650,000円	2,150,000円		

別表 8－2 アジア太平洋研究科博士後期課程授業料

対象	金額（1セメスター期）					
	第1セメスタ ー	第2セメスタ ー	第3セメスタ ー	第4セメスタ ー	第5セメスタ ー	第6セメスタ ー
下記大学 院学生以 外	650,000円	650,000円	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円
早期修了 （2年）	1,400,000円	1,400,000円	750,000円	750,000円		

別表 8－3 経営管理研究科授業料

対象	金額（1セメスター期）			
	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター
下記大学院学生以外	900,000円	900,000円	1,000,000円	1,000,000円
早期修了（1.5年）	900,000円	900,000円	2,000,000円	

別表 8－4 第45条の4第3項にかかわる博士後期課程の授業料

対象	金額（1セメスター期）
標準修業年限を越えて在学し、博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料	100,000円